

令和3年度

区民委員会 地方都市行政視察調査報告書（案）

1 訪問先及び調査事項

調査日	訪問先	調査事項
令和3年12月20日	新潟県新発田市	食の循環によるまちづくりについて
令和3年12月21日	新潟県三条市	マイナンバーカードによる独自サービスについて

2 調査内容

新潟県新発田市

1. 市の概要

新発田市は越後平野（新潟平野）の北部に位置し、県都新潟市に隣接する新潟県北部の都市である。

北西には白砂青松と形容される美しい海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園がある。また、かつて東洋一といわれた堤桜を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、県内有数の良質米コシヒカリの産地でもある。

初代藩主・溝口秀勝が加賀大聖寺から入封したときは6万石が給され、江戸時代末期には10万石の城下町として栄えた。現在も国の重要文化財となっている新発田城や足軽長屋など城下町新発田の文化遺産をまちの随所にとどめている。そして、平成16年には城下町新発田の新しいシンボルとして、また、未来を担う子どもたちへの贈り物として、新発田城三階櫓・辰巳櫓が復元された。

昭和22年に市制を施行してから、昭和30年に五十公野、米倉、赤谷、松浦、菅谷、川東の6村と、昭和31年に加治川村の一部、昭和34年に佐々木村と合併した。平成に入り平成15年7月7日に豊浦町と、そして平成17年5月1日には紫雲寺町・加治川村と合併した。

現在の市域面積は533.11平方キロメートル、総人口は令和4年1月1日現在で推計95,147人である。

2. 視察経過

新発田市議会を訪問し、新発田市議会議長挨拶、当区議会区民委員会委員長挨拶ののち、新発田区議会事務局長による市の概要説明、続いて調査事項について各担当課（みらい創造課、環境衛生課、農林水産課）から説明を受け、質疑応答を行った。

3. 説明内容

下記の調査事項について、各担当課より説明を受けた。

- (1) 食の循環によるまちづくり推進計画について
- (2) 家庭生ごみ堆肥化推進事業について
- (3) 新発田市有機資源センターのあらましについて

(1) 食の循環によるまちづくり推進計画について

①概要と背景について

肥料づくりから栽培、加工、食事、最後の生ごみの処理、またそれを土に還し、次の栽培につなげていくという一連の流れを「食の循環」と位置付けている。この食の循環の考え方をまちづくりのあらゆる分野に取り入れていく取組が「食の循環によるまちづくり」である。

平成21年度から推進計画を策定し、令和3年度から3期目に入る。近年取り上げられているSDGsの考え方と食の循環の考え方は親和性が高い取組であると考えており、SDGsモデル地区としての申請を考えている。

推進計画では市民と事業者と市の3者の役割を設定し、相互理解により協力して取組を進めている。

②取組のポイント

食の循環による取組には、4つのポイントがある。1つ目が、食の循環の各段階を意識して、事業担当課・市民・事業者がそれぞれの分野で取組を進めていくということである。2つ目が、食と健康は切り離せないものであるため、健康寿命の延伸に向けた取組を進めていく目的で策定した「新発田市健康長寿アクティブプラン」と連携を取りながら進めていくということである。3つ目が、食の文化、礼儀作法、命への感謝を教育の分野で子どもたちに知っていただくために、新発田の歴史、自然、文化、産業等の学習を通じて、人を敬う「しばたの心」に触れ、新発田への愛着を育てていく取組である「しばたの心継承プロジェクト」と連携を取りながら進めていくということである。4つ目が、SDGsのモデル地区への認定を見据えながら取組を進めていくということである。

③5つの基本的施策

食の循環によるまちづくりは、主に5つの分野にまたがって取組を進めており、産業部門、健康部門、教育部門、環境部門、観光部門といった部門が庁内横断的に取組を進めている。

1つ目の産業の発展の施策では、未来につなぐ次世代型農業の推進と販路の拡大を推進していく方向性を示している。2つ目の健康及び生きがいの増進の施策では、食と健康は切り離せないものであるため、食の循環を中心としたライフステージに応じた健康長寿の実践を推進していく方向性を示している。3つ目の教育及び伝承の施策では、「しばたの心」継承のため、礼儀作法の子どもたちへの教育といった教育部門での取組を推進していく方向性を示している。4つ目の環境の保全の施策では、食品ロスの削減や有機資源の生

産等の取組を推進していく方向性を示している。5つ目の観光及び交流の施策では、食の循環を活用して観光産業の推進の方向性を示している。

この5つの基本的施策ではそれぞれの段階に応じて目標値を定めており、毎年度、担当課とヒアリングを行い、進捗管理を行っている。

(2) 家庭生ごみ堆肥化推進事業について

①家庭生ごみ分別収集地区

新発田市の中で、可燃ごみとは別に生ごみを分別して収集している地区（町会単位）が8地区ある。世帯数は令和3年4月1日現在で1,275世帯であり、人口が3,492人である。生ごみ収集ステーションは46拠点あり、容器設置数は87個である。新発田市全域の3.4～3.6%となっている。

②8地区における分別収集の方法

8地区の可燃ごみ収集を委託する2社に、可燃ごみ収集とは別に生ごみ収集を委託している。当初は、当該地区の可燃ごみ収集の回数は基本的に週3回であったが、可燃ごみから生ごみが減ったことにより、数年後には可燃ごみ収集の回数を週2回とし、生ごみの収集日を可燃ごみと同日とした。

生ごみの収集は、収集日前日の午後に委託業者が容器（75ℓ）をステーションに設置する。容器は風で飛ばされないよう木枠を作り、そこに差し込むような形で設置している。

生ごみの収集については、袋に入れず容器へ朝8時までに直接投入してもらう。

収集方法は、2つのやり方がある。1社は容器の中の生ごみをパッカー車に開けて、空の容器は別の車で回収する方法をとっている。もう1社はリフト付トラックで容器ごと回収していく方法をとっている。収集した生ごみはそれぞれの業者が3つの有機資源センターのうち2つの有機資源センターへ運び、そこで堆肥化している。

回収した容器は収集日の午後に洗浄している。ここまでを含めて委託をしている。

③分別指導等

市内のNPO法人に委託し、毎収集日に生ごみの分別ルール違反の有無を点検し、堆肥化できない異物の除去、必要に応じて町内会から相談があったときに分別指導を行っている。

生ごみを堆肥化するに当たり、水分が多いと上手く発酵せず腐敗してしまうため、水分を切るよう分別指導している。市としては水切りをするのに一番有効である2重底バケツを推奨しており、補助制度を設けている。補助率は3分の1、上限額は2,000円である。

④事業の経過

平成17年12月から「家庭生ごみ堆肥化モデル事業」として5地区で事業を開始した。

その約半年後には、1地区を追加して6地区となった。その後、平成22年4月から5地区を追加して11地区となった。このときに「家庭生ごみ堆肥化推進事業」に名称が変更となり、モデル事業から継続している6地区は、可燃ごみの収集を週2回に変更した。

平成23年4月から前年度追加した5地区のうち2地区について可燃ごみ収集を週2回に変更した。残りの3地区については、今後の進め方についてアンケートを取り、その結果に基づき、令和3年6月末をもって生ごみの分別収集を終了している。

この結果、現在は8地区が生ごみの分別収集を実施しているといった状況である。

⑤生ごみの収集量

データの残っている平成24年度からの推移を見てみると、高齢化等の関係もあり、年々収集量は減少している。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集量 (t)	197	180	191	188	175	157	149	154	137

⑥課題

課題としては下記の3つが考えられる。

- (1) 生ごみを堆肥化する有機資源センターの処理能力と財政面の制約から、生ごみ分別収集地区を市内全域に拡大できていない。
- (2) そもそも生ごみの分別をする気のない方や、新たに地区内に入居した人の中には、可燃ごみの収集回数が他地区と比べて少ないことに不満を持っている方が少なくない。
- (3) 可燃ごみ収集とは別に生ごみ収集のために収集車を走らせるため、収集運搬経費が割高になる。

(3) 新発田市有機資源センターのあらましについて

①食品残渣処理と生産した肥料の利用状況

新発田市には3か所(米倉、板山、加治川)の有機資源センターがある。すべて新発田市で管理・運営を行っている。いずれも平成17年に稼働し、今年で17年目となる。

3センターのうち、板山センター・加治川センターについては、家畜・食品残渣・生ごみを原料に特殊肥料を生産している。米倉センターについては、特殊肥料と汚泥が主になる普通肥料の2種類を生産している。

食品残渣は新発田市内の食品加工業者、学校給食、モデル地区の一般家庭から収集しており、年間1,654トン进行处理している。食品加工業者からは処理手数料として1トン当たり11,000円徴収しており、令和2年度は15,803千円の収益があった。

食品加工業者のメリットはごみの減量化や経費節減ができる点であり、市としては処理手数料による収益がある。学校給食の食品残渣処理のメリットは、食育の推進・ごみの減量化といった点であり、市内の小学校4年生を対象に食の循環をテーマにした授業の一環で、有機資源センターの見学学習も行っている。一般家庭からの食品残渣処理は、食の循環への関わりといった意識醸成につながっている。

食品残渣以外で特殊肥料の生産のために家畜ふんを年間14,973トン処理している。

1トン当たり400円を処理手数料として徴収している。

普通肥料の生産のために食品工業団地や農業集落排水からの汚泥を年間2,025トン処理している。このうち食品工業団地からは1トン当たり19,000円徴収している。また、令和3年度からは農業集落排水も有料としている。

処理された肥料は、「学校自治会等花壇・畑」「畑・家庭菜園施用」「水田施用」「園芸用資材等」に利用されている。「学校自治会等花壇・畑」には、食育の推進・ボランティア活動の支援のため無料で29トン提供している。「畑・家庭菜園施用」には、特殊肥料を786トン提供している。「水田施用」には、625ヘクタールに特殊肥料を4,468トン提供している。汚泥から生産される「園芸用資材等」は県外へ1,376トン提供している。

②課題

- (1) 季節によって変動が大きい家畜ふん搬入量の平準化（夏場 > 冬場）
- (2) 気象条件や原料の質と量に合わせた適切な発酵処理による製品の品質管理
 - ・冬場 ⇒ 発酵処理に時間が必要：養生スペースを圧迫
- (3) センター周辺地域の生活環境に配慮した臭気対策
 - ・しばたエコ（消臭剤）の製造と噴霧
- (4) 老朽化が進む施設・作業機械・運行車両の修繕と更新
 - ・対処療法 > 予防保全対策（長寿命化）
- (5) 施設運営経費の増大
 - ・家畜ふん処理収益＋堆肥販売収益 ≤ 堆肥生産経費

③今後の展開

食の循環の観点からも市民に堆肥利用を広める必要があり、今後は市民向けの小袋堆肥の販売拡大を進めていく予定である。

4、主な質疑応答（概要）

- (問) 有機資源センター3か所に、中学校10校、小学校15校、モデル地区8自治会の食品残渣・生ごみ・汚泥が集まってくるのか。
- (答) 3か所は役割分担しており、生ごみは米倉センターと加治川センターの2か所で集めている。板山センターは主に家畜ふんを集めている。
- (問) モデル地区8地区に地理的な特徴はあるか。
- (答) 米倉センターと加治川センターに近い地区が多いが、町中にある地区もある。
- (問) 有機資源センターではどのように生ごみを処理しているのか。
- (答) 堆肥のベースとなる家畜ふんに副資材として生ごみを混ぜ、そこにもみ殻を混ぜて水分を調整している。約2週間かけて機械で混ぜ、その後約1か月で1次発酵。そこから約2か月かけて2次発酵。さらに約3か月かけて堆肥となる。
- (問) 食の循環によるまちづくり推進計画は、循環のための取組を市民に周知するために計画を策定したのか。

(答) そのとおりである。

(問) 基本的施策の目標値を現状値がすでに満たしている項目を見ると、市民の活動が活発とも読み取れ、食の循環によるまちづくりのめざす目標が「地域の活性化」と「市民生活の質の向上」とあるので、順調に進んでいると感じる。豊かな自然を使ったものづくりの取組とコストとのバランスはどのように考えているか。

(答) 計画を進めていくうえで必要なコストもあると考えているが、同時に成果も求められており、なかなか難しい問題である。市民にも広げていき、いろいろな方と連携しながら進めていきたい。

(問) モデル地区は今後増やしていくという計画もあるのか。

(答) 今後増やすかどうかは今段階では結論が出ていないが、現状維持が続いている状況である。

(問) 有機資源センターの建設にはどのくらいの予算がかかるのか。

(答) 土地・施設含めて8億円である。

(問) 生ごみは事業者や学校からも回収しているということだが、計画に賛同しているということが大きいのか。

(答) 計画ではそれぞれの役割を設けており、事業者は有機資源センターに食品残渣を運ぶことが役割と考え利用していると考えている。

(問) 事業者の生ごみは事業系廃棄物だが、無料で処理しているのか。

(答) 生ごみは1トン当たり11,000円、汚泥は1トン当たり19,000円の処理手数料を徴収している。

新潟県三条市

1. 市の概要

三条市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、県下有数の工業都市である。隣接する燕市や加茂市、田上町、弥彦村などからなる同地域の中心都市となっている。2005年5月1日、旧三条市と南蒲原郡栄町、同郡下田村の3市町村による新設合併をもって、現在の三条市が発足した。合併当時の人口は約10万8千人を超え、新潟市、長岡市、上越市に次ぐ県内第4位の人口を擁する都市となった。近年の人口は同規模を有する新発田市とともに、県内4位から5位の間を推移している。

古くから刃物を中心とした金属加工のまちとして、全国有数のものづくり産業の都市に発展した。隣接する燕市は、ともに金属加工を中心に栄えたこともあって古くから相互補完の関係が深い。三条は「商人の町」、燕は「職人の町」とも称される。

三条市の中心には、東西に五十嵐川が流れ、市西部で南北に流れる信濃川と合流する。また市域東部の笠堀地区は、国の特別天然記念物であるニホンカモシカの生息地と知られる。古くからの市街地は五十嵐川に沿って形成されており、江戸時代初期の三条藩・市橋長勝によって整備された城下町の系譜を引く在方町の性格をもつ。

現在の市域面積は432.01平方キロメートル、総人口は令和4年1月1日現在で推計94,514人である。

2. 視察経過

三条市議会を訪問し、三条市議会副議長挨拶、当区議会区民委員会委員長挨拶、続いて調査事項について担当課（情報管理課）から説明を受け、質疑応答を行った。

3. 説明内容

調査事項（マイナンバーカードによる独自サービスについて）について、担当課より説明を受けた。

（1）概要

マイナンバーカード利活用の目的は、「マイナンバーカードの普及」「市民サービス向上」「業務の効率化」であり、①証明書コンビニ交付、②窓口支援、③図書の出し入れ、④選挙の投票入場受付（期日前投票宣誓書の記載省略等）、⑤避難所の入退所受付、⑥職員の出退勤管理、⑦民間優遇サービス、といった全国最多の7つのサービスを提供している。

独自サービスのポイントとしては、原則10年間の有効期限（カードの有効期限）で使用できることに主眼を置いている。これは、国の公的個人認証の仕組みではなく、独自の仕組みを利用している。他には、原則パスワード省略、新潟県5団体による住民情報系システム共同化の一機能として導入したことによる経費の大幅削減、条例制定が必須ということが挙げられる。

（2）独自サービスの仕組み

マイナンバーカードAP（アプリケーション）には、基本項目として「住基ネットAP」「券面事項確認AP」「公的個人認証AP」「券面事項入力補助AP」の4つのアプリケーションが搭載されている。

その他に空き領域があり、条例改正等により独自のアプリケーションを搭載することができる。空き領域の中にも区分があり、「地域住民向け領域」と「拡張領域（広域サービス）」の2つの領域がある。

「地域住民向け領域」とは市内の住民向けのサービスを使うためのアプリケーションを搭載でき、市外に転出等した場合自動で消える仕組みとなっている。「広域領域」とは市民に限らず使えるアプリケーションを搭載でき、市外に転出等した場合でも消えない仕組みとなっている。三条市での独自サービスはすべてこの空き領域を使ってサービスを提供している。個人番号（マイナンバー）とは違う「利用者ID」を設定し、サービスを提供している。

マイナンバーカードAP（アプリケーション）の種類としては、「レコード型AP」「共通カードAP」がある。「レコード型AP」はパスワードが必要となる、証明書コンビニ交付等で使用している。「共通カードAP」はパスワードが不要、図書貸出し、ポイ

ントサービス等で使用している。

市外在住の職員にも対応するため、「拡張領域（広域サービス）」において出退勤管理を行っている。

(3) それぞれの独自サービスの取組

①証明書コンビニ交付

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニのマルチコピー機で住民票、印鑑証明、税証明、戸籍を取得できるサービスである。マイナンバーカード利用促進を目的に手数料を割引している。

②窓口支援

窓口でマイナンバーカードを読み取ることで、コンビニと同様に手数料の割引を受けられるサービスである。窓口にあるカード読み取り機にマイナンバーカードをかざすことで、事務処理を行うための帳票を発行し処理を行う。通常であれば申請書等を本人に記載してもらうが、マイナンバーカードから基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）は出力されるため、後は職員が何が何通必要かを口頭で確認し手数料を割引して発行している。

また、総合窓口で発行する約300種類の申請書出力が可能となっている。基幹システムをカスタマイズした画面上で「大分類」「中分類」「小分類」を選択することにより、申請内容・添付書類・確認事項が表示される。表示内容の確認が終わり申請書出力ボタンを押下すると、基本4情報が印字された申請書が発行できる仕組みとなっている。手続種類の多い総合窓口ではすべての手続きに精通できるわけではないため、この仕組みにより事務効率が上がっている。

③図書の貸出し

通常の図書利用者カードもあるが、マイナンバーカードでも図書の貸出しができるサービスである。マイナンバーカードごとに割り振った利用者IDを図書館システムに紐づけることで図書館システムで個人を特定でき、それを基に図書の貸出しを行っている。

④選挙の投票入場受付

マイナンバーカードを読み込むことにより個人を特定して、それを基に投票所への入場を許可するサービスである。期日前投票の際に必要な宣誓書に基本4情報等を印字し、さらに当日行けない理由を聞き取り職員が入力することにより、出来上がった宣誓書が出力される仕組みとなっている。混雑させないために受付のルートも分けている。当日も入場券がなくてもマイナンバーカードで入場受付が可能となっている。

⑤避難所の入退所受付

迅速な安否確認のためには避難者の名簿をデジタルにする必要があり、避難所には避難者名簿を受付けるためのパソコンを常時用意している。マイナンバーカードを読み取ることにより、LGWAN回線（行政向けの回線）を利用して住民記録情報が取得できるようになっている。本人が確認できれば世帯情報も確認できるため、一人のカードで避難世帯全員を受付できる仕組みとなっている。

⑥職員の出退勤管理

主にサービス残業のチェックに使っているサービスである。超過勤務の申請時間と実際の打刻時間が合うか確認している。市役所庁舎は専用ターミナル、学校や保育所等はカードリーダーを設置し出退勤管理を記録している。

⑦民間優遇サービス

特にマイナンバーカードAP（アプリケーション）は使用していないが、3つの施設（日帰り温泉施設「いい湯らてい」、中心市街地拠点施設「TREE」、まちなか交流広場「ステージえんがわ」）のご厚意で、マイナンバーカードを提示することにより、入館料やコーヒー等が割引されるサービスである。

（4）マイナンバーカードの普及活動

平成29年度から自治会への出前講座・申請代行サービスを実施しており、希望があれば普及啓発活動と合わせて、その場でマイナンバーカードの申請を受付けるサービスを行っている。平成29年度は11自治会で205人の方が申請受付を行った。

その他に、市内商業施設での出張サポートとして、令和2年7月に1か月間市内の大型商業店舗に特設窓口を設置し申請受付を行った。また令和3年10月には市内スーパーの駐車場に特設窓口を設置し申請受付を行った。

さらに、仕事をしている方向けには企業を訪問し、その場で本人確認をして申請受付を行う取組も行っている。商工会議所に相談し、周知等に対して全面的なご協力をいただいている。

（5）デメリット

国から発行されるマイナンバーカードに、独自のアプリケーションを搭載し、それにまたパスワードを本人が設定するため、マイナンバーカードの交付にその分時間を要する。通常発行より一人当たり30分程度余計にかかっている。

4、主な質疑応答（概要）

（問）マイナンバーカードの空き領域を自由に使えることを知らなかった。他の自治体でもやっているのか。

（答）あまり聞いたことはない。

（問）簡単に空き領域にアプリケーションを搭載できるのか。

（答）J-LISから提供される専用のソフトが必要である。

（問）空き領域の使い方を考えているのは三条市の職員なのか。

（答）三条市の職員が考えたのではなく、J-LISから提供されるAP（アプリケーション）を利用している。

（問）住基ネットの時代から独自サービスを提供しているとのことだが、それは三条市の職員が考えたのか。

（答）長年情報管理課にいた職員と総務省から出向してきた職員が考えた。

（問）パスワードがいない理由は、

（答）シーンによって使い分けをしている。証明書コンビニ交付については本人の確認の意味

でもパスワードが必要となっている。窓口ではマイナンバーカードで本人が確認できるため、パスワードは省略できる運用としている。システム上もパスワード入力画面をスキップできるようにカスタマイズしている。

(問) セキュリティはどうなっているのか。マイナンバーカードを紛失した場合、なりすまし等の心配があるのでは。

(答) 利用者IDは三条市でしか管理していない情報のため、市外等で使用されてもそこから情報漏洩はないと考えている。

(問) 図書の貸出しくらいはできるのでは。

(答) マイナンバーカードの券面にある顔写真等で本人確認をしているため、なりすましはできない。

(問) 利用者IDを使用した履歴を管理するデータベースはあるのか。

(答) 証明書発行等であれば、それぞれのサービスで履歴を把握できる。

(問) まずはマイナンバーカードを持っていただくことが重要と感ずるがいかかか。

(答) そのとおりであり、普及啓発に力を入れている。医療機関で健康保険証として利用できるようになったため、マイナンバーカード取得につながるのではと期待している。

(問) マイナンバーカードの普及率は。

(答) 全国平均が40.3%（12月12日時点）だが、三条市は35.8%となっている。新潟県の平均は33.6%である。

(問) 期日前投票そのものの全体の数は。マイナンバーカードを取得している方のうち何%が投票で利用したのか。

(答) 期日前投票件数は18,745件であり、マイナンバーを利用した件数は815件である。割合としては4.35%となっている。

マイナンバーカードの取得件数が34,310件であり、マイナンバーカードによる投票者数（期日+当日）は884件である。割合としては2.58%となっている。